

新料金使用申込書

ぴ〜ファイブ集会室使用申込書

平成 年 月 日

株式会社 まちづくり島田様

島田市本通五丁目2番の2

TEL 0547-34-2233

FAX 0547-34-2245

申込者 干 ー

住所(所在地)

氏名(名称)

TEL

| | | | | | |
|-------|--------------------------------|--------------|-------|------|----|
| 使用日時 | 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時 | | | | |
| 使用目的 | | | | | |
| 使用区分 | ・会議 | ・研修会 | ・講演会 | 使用料金 | 金額 |
| | ・展示 | ・即売会 | ・商業宣伝 | 基本料金 | |
| | ・教室 | 入場料・会費 (有・無) | | 割増料金 | |
| 使用責任者 | 住所 | | | 超過料金 | |
| | | | | 合計 | |
| | 氏名 | | | 領収日 | |
| 持込設備 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

1.使用料金

| 使用時間帯 | 午前9時~午後1時 | 午後1時~午後5時 | 午後5時~午後10時 |
|--------------|-----------|-----------|------------|
| 使用料金(冷暖房費含む) | 1,600円 | 1,600円 | 3,200円 |
| 超過料金(30分単位) | 200円 | 200円 | 300円 |

2.1.に定める時間帯を超えて使用するときの使用料金は、それぞれ定める時間帯の使用料金の合計額とする。

3.法人、個人の会議等の使用の場合、使用目的により、使用料金の50%増しとする。

4.展示・即売会・商業宣伝等、及び入場者から入場料を徴収して講習会等に使用する場合、会費を徴収して教室等を行う場合の使用料金は、1.の使用料金の50%増しとする。

5.使用料金は原則5日前までの前納とし、下記の場合は全額または一部を返却する。

(1) 不可効力により使用することができなくなったとき . . . 全額返却

(2) 管理者の必要により使用承諾を取り消したとき . . . 全額返却

(3) 期日までに申込金のお支払いがない場合、申込みを解消させていただきます。

(4) 取り消し料は5日前から50%、当日取り消しは全額となります。

6.使用目的、使用条件など施設の利用について管理者の指示に従わないときは許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。

7.公序良俗に反する行為がある場合は使用をお断りいたします。

8.集会室の予約は毎月1日をもって使用日の属する月前6か月から予約可能となります。